



弁護士 近藤 智仁

特別利害関係人の選任が必要な相続について

Q

先日、私の夫が40代で早逝してしまいました。夫には親から相続した不動産があり、相続人は私と18歳の長男、12歳の長女の3人ですが、遺言書がありません。遺産分割協議に際し、必要な手続きを教えてください。

- A. 1. 被相続人が遺言書を遺さないまま死亡し、相続人が複数いる場合、不動産の名義変更や預金の解約払い戻し等の相続手続きには相続人全員による遺産分割協議が必要になりますが、18歳未満の未成年者は自ら遺産分割協議に参加することができません。遺産分割は法律行為とされていて、未成年者は法律行為ができないからです。

そのため、通常、相続以外の法律行為であれば、親権者であるあなたが法定代理人として未成年者の子に変わり、さまざまな手続きをとることができますが、本件相続に限ってはそうにはいきません。

それは、親権者であるあなたも遺産分割の当事者に含まれるため、12歳の長女の代わりに遺産分割協議を行うことは利益相反行為として認められないからです(民法826条)。したがって、あなたは、家庭裁判所(以下、「家裁」といいます)で、長女のために遺産分割協議に参加する特別代理人を選任してもらい、その特別代理人と18歳の長男との3人で遺産分割協議を行わなくてはならないのです。そして、遺産分割協議後の相続手続きの際は、家裁の審判書を提出して手続きを行います。

2. この利益相反行為に当たるか否かは、判例上、行為の客観的性質上、当事者間で利害の対立を生じることがあるか否かによって決まり、遺産分割協議の具体的内容により左右されるものではないとされています。そのため、親権者である親が予定している遺産分割協議の内容が子にとって有利な内容であったとしても特別代理人の選任が必要となります。
3. 特別代理人選任の申立ては、未成年者の住所地を管轄する家裁に行います。申立書には特別代理人の候補者を記載しますが、候補者は、相続人以外の成人であればよく、未成年の子からみた祖父母などの親族を候補者にすることが多くみられます。

そして、申立て時の必要書類のひとつとして「遺産分割協議書」案の添付が必要で、その内容が未成年の子の法定相続分を下回る不利な内容である場合は、家裁が特別代理人の選任を認めないことがあるため注意が必要です。ただし、その場合でも、母親であるあなたがこれまで未成年の子を養育し、今後も養育し続けていく事情や、あなたが子の養育費や生活費として法定相続分よりも多く取得する個別具体的な事情を、申立て時に十分説明を加える等の工夫をすることによって、未成年の子の法定相続分を下回る内容でも特別代理人の選任が認められることがありますから、不安な場合は専門家にご相談ください。

(特別代理人選任申立て手続きの詳細については、下記裁判所HPを参照

https://www.courts.go.jp/saiban/syurui/syurui_kazi/kazi_06_11/index.html)

4. また、審判書には「遺産分割協議書」案が添付されることがあり、その場合、申立て後にその内容を変更できないことから財産漏れにはご注意ください。さらに、相続税が課される程の財産がある場合、相続開始から10か月以内の相続税申告が必要となりますので、依頼予定の税理士に税務上の問題がない遺産分割の内容となっているかを早期に確認の上、申立てを行ってください。

あなたの場合、未成年者である長女について、前記留意点に気をつけ、特別代理人を選任した上、相続手続きを進めてください。